

プロパンガス供給単価契約(総管・新附洲)

仕 様 書

令和8年2月

独立行政法人水資源機構
利根川下流総合管理所

第1節 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）に対し、プロパンガスの供給を行うために適用するものとする。

第2節 履行場所

履 行 場 所	所 在 地
利根川下流総合管理所	茨城県稲敷市上之島3112
新附洲閘門機場	千葉県香取市附洲新田地先

第3節 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4節 予定数量

別紙数量表のとおりとする。

第5節 業務内容

- 1) 発注者の継続的消費に支障を生じないように遅滞なく、供給すること
- 2) 受注者が発注者に供給したプロパンガスの数量は、受注者が毎月末日に検針し、発注者への伝票提出をもって職員の確認を得ること

第6節 機密の保持

受注者は、本業務を履行するうえで知り得たいかなる情報も第三者に漏らし又は利用してはならない。

第7節 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

第8節 完了代金の請求

受注者は、履行した業務についてその結果を1ヶ月毎に取りまとめ、業務が完了した当該月の翌月までに請求を書面にて提出するものとする。

第9節 法令遵守

受注者は、業務の実施に当たって関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第10節 その他

仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員等と協議するものとする。

以上

別紙

数 量 表

品 名	履行場所	種 別	契約単価 1 単位	年間使用 予定数量	備 考
プロパンガス	利根川下流 総合管理所	基本料金	月	12	
	新附洲閘門機 場	基本料金	月	12	
	上記 2 カ所	従量料金 (上記 2 カ所計)	m ³	20	

※基本料金内訳…検針、供給設備、保安検査、事務管理費等

※使用予定数量は、過去の実績を基に算出した参考値であり、

実際の使用数量との差異が生じた場合においても、精算変更は行わないものとする。